長浜市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

長浜市規則第４１号

長浜市財務規則の一部を改正する規則

長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第７０条第２項に次の１号を加える。

(3) 契約により定められた検査料又は点検料

別表第２（その２）の表１３　使用料及び賃借料の項中「４０万円」を「５０万円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。